

社会福祉法人大仙ファミリーサポート一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、従業員がその能力を十分に発揮出来るようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間

2. 内 容

I. 雇用環境の整備に関する事項。

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備。

目 標 1 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施事項について周知する。

対 策

- ① 平成25年4月から育児休業制度を周知するための資料を整備し、従業員に対して周知・啓発を実施する。
- ② 子どもが生まれて父親となる従業員及び所属長に対する研修を実施する。

目 標 2 計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性従業員	計画期間内に1人以上取得する。
女性従業員	取得率を70%以上を維持する。

対 策

- ① 男性も育児休業を取得できることを周知するため、研修会等を実施する。
- ② 育児休業中の従業員で希望する者を対象とし、職場復帰のための講習会を実施する。

目 標 3 計画期間内に、三歳以上小学校就学前までの子を養育する従業員が、希望する場合に利用できる所定外労働の免除制度を導入する。

対 策

- ① 平成25年4月から従業員へのアンケート調査を行い、検討する。
- ② 社内広報誌等を活用して従業員に対して周知・啓発を図る。

目 標 4 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度を周知する。

対 策

- ① 平成25年4月から育児休業制度を周知するための資料を整備し、従業員に対して周知・啓発を実施する。
- ② 社内広報誌等を活用して従業員に対して周知・啓発を図る。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備。

目 標 5 年次有給休暇の取得の促進のための措置を実施する。
年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間5日以上とする。

対 策

- ① 年次有給休暇の計画的な取得に向けて検討し、従業員に積極的な取得を促す。

II. 雇用環境の整備に関する事項以外の次世代育成支援対策に関する事項

目 標 1 子供が保護者である従業員の働いているところを実際に見ることができる「子供参観日」について、積極的な参加を呼びかける。

対 策

- ① 参観日を計画し、年1回実施する。
- ② 参観予定日が決定したときは従業員に周知し、積極的な参加を呼びかける。

★**社会福祉法人 大仙ファミリーサポートさん**

「この事業により、一般事業主行動計画を作成することができ、仕事と家庭の調和がいかに重要かを認識することができました。急速に進む秋田県の少子化を、今後少しでもくい止めるために、仕事と家庭の両立支援に取り組むことは大きな意義があると痛感しました。会社だけでなく、従業員にも仕事と家庭の両立支援を積極的に推し進め、人事労務のきめ細かい管理と、育児休業制度の内容を従業員とともに理解し、取り組んでいきたい。また、育児休業だけでなく、子の看護休暇をはじめ各種制度の理解を深め取得を推進していきたい。」

★**目標を達成するにはどうしたらいい？**

次世代育成サポートアドバイザーからひとこと

社会保険労務士 祝 修二さん

「今回の事業所訪問により「一般事業主行動計画」を作成、届出することができました。男性従業員が少ない職場での男性の育児休業取得には、難しい問題もありますが、「子の看護休暇制度」を利用することからはじめることを提案しました。また、各種休暇制度が整備されていますので、従業員が活用したい場合には、会社としても支援することが必要です。はじめから全てに取り組むのではなく、できることから始めてみてはどうかを提案しました。理事長様をはじめ管理職、従業員のみなさまの積極的な協力に感謝いたします。今後も仕事と家庭の両立支援だけでなく、さまざまな労務管理に積極的に携わっていきたい。」